

アブラハム・カウフマンとハルビン・ユダヤ人社会

高尾千津子

はじめに

ある5月の日だった。70人ほどいた日本人全員に荷物をまとめろという命令があった。日本人たちの喜びようといったら尋常ではなかった。「ダモイ（帰国）だ」と。二人の日本人がわたしのところまでやってきて、ハルビン時代からわたしを知っている、わたしの家族の住所を教えてくださいという。家に立ち寄って、わたしの消息を知らせてくれるというのだ。

「これからどこに行くのかあなたがたは知っているのですか？」と聞くと、「もちろん、ダモイ、日本です」と答える。

結局、わたしは彼らに手紙を託すのは遠慮した。

・・・

日本人たちには二人の看護婦が同行した。・・・その一人が、後に旅の顛末をわたしに語ってくれた。日本人たちはペトロパブロフスク（カザフスタン北部の都市）までは希望に満ちていた。彼らは列車のなかで歌をうたい、帰国できると喜び、踊った。だが、ペトロパブロフスクを過ぎ、自分たちが逆方向に向かっているのに気がついた。・・・

日本人たちがたどり着いたのはカザフスタンのカラガンダ収容所だった。半年後、私はそこで彼らと再会することになった¹。

紹介した文章は、アブラハム・カウフマンが1973年にイスラエルで発表した自伝『ラーゲリの医師』中にあるスベルドロフスク州アザンカ収容所での出来事をつづった一節である。カウフマンは1919年から1945年夏の日本の敗戦まで、ハルビンのユダヤ教団会長を務めた人物であり、ハルビンのロシア人一般のあいだでも医師として有名であった。1945年8月17日、ソ連軍ハルビン入城の4日後、カウフマンは逮捕され、家族を残したままソ連へ連行された。カウフマンは日本人抑留者と一時期運命をともにし、各地のラーゲリで医師として働いた。11年間の抑留を経て、1961年にイスラエルへ移民を果たした。自伝『ラーゲリの医師』はカウフマン没（1971年）後テルアビブで、ロシア語とヘブライ語で出版された。自伝には日本人抑留者に対する同情はあっても、日本を批判する言葉は見られない。

¹Д-р А.И.Кауфман, *Лагерный врач :16 лет в Советском Союзе—воспоминания сиониста*, Тель-Авив, 1973, С.66-67.

日本の外務省史料『猶太人問題』にはカウフマンの名前が頻繁に登場する。1932年の満州国建国後、日本当局はハルビンでユダヤ人関連の事件が起きるとしばしばカウフマンから意見を聴取した。カウフマンはハルビン・ユダヤ人社会を名実ともに代表する人物であり、日本とのいわば「窓口」であった。

本論は1919年以来ハルビン・ユダヤ教団会長であったアブラハム・カウフマンという人物を通して、日本統治下のハルビン・ユダヤ人社会の一断面を紹介する。

1 ハルビン・ユダヤ人社会の形成

1898年、東清鉄道（中東鉄道）建設と中国進出の拠点として帝政ロシアが建設した都市ハルビンは、建築、制度、文化、言語などあらゆる点で「アジアの中のロシア」を代表する都市であった。とはいえユダヤ人政策の面ではハルビンはロシアの例外であった。多くのロシア・ユダヤ人がこの都市の寛容さに引き寄せられたが、それはハルビンには教育、居住、行政、その他さまざまな面でロシア本土の制度化されたユダヤ人差別が存在しなかったからである。ウルフはハルビン・ユダヤ人社会の高いロシア語母語率に着目し、ハルビンという都市がユダヤ人差別とは無縁でありながら、しかもロシア文化の枠内にあったことが多くのロシア・ユダヤ人を引きつけたと推測している²。

ハルビンの寛容さはこの都市が中央から地理的に遠いことが理由ではなかった。ハルビンより遠い沿海州でも、ユダヤ人に対する居住制限はれっきとして存在したからである。1891年にスキデルスキー商会を創設し清国との森林資源の利権で巨万の富を築いたレオンティ・スキデルスキーですら、州内を自由に移動できなかった（彼が移動の自由を獲得したのは1912年11月のことであった）³。

鉄道沿線の繁栄と極東ロシアの経済振興を重視した大蔵大臣ウィッテの方針により、資本と起業家精神をもつものであれば、ハルビンでは誰であれ歓迎された。20世紀初頭以来、ハルビンのユダヤ系企業は、地域の経済発展と資源開発に重要な役割を演じた。日露戦争に従軍したユダヤ人たちの中にも復員後ハルビンに定着した者も多かった⁴。ハルビンにはロシア極東の都市とは異なりユダヤ人としての生活を可能にする制

² デビッド・ウルフ「シベリア・北満をめぐる中国とロシア」、『周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年、32頁。

³ Г.В.Мелихов, Национальные общины в Харбине, *Бюллетень Игуд Иоцей Син*, №352, 1997, С.55.

⁴ ウルフ、前掲書、Zvia Shickman-Bowman, “The Construction of the Chinese Eastern Railway and the Origin of the Harbin Jewish Community, 1898-1931” in *The Jews of China*, vol. 1,

度や施設が備わっていた。アムール州のなかではまとまった数のユダヤ人が居住していた唯一の都市であったブラゴヴェシチェンスク（1897年のユダヤ人人口は306人）でも、1917年9月になるまでユダヤ人組織は一つも存在せず、ユダヤ人学校も図書館、印刷所もなかった⁵。一方ハルビンのユダヤ人社会はシナゴグ、ラビ、学校（初等教育、ヘブライ語学校）、葬儀互助会、墓地、ミクヴェ（儀式用の水槽）、救貧院などの充実した宗教・共同体施設を持つ、ハルビン有数の民族集団となっていた⁶。1927年に中国当局によって承認されたハルビン・ユダヤ教団定款によれば、20歳以上のユダヤ人はすべて教団成員資格を持ち、教団はシナゴグ、ラビ、シェヒター（ユダヤ教の掟に従った屠殺）、墓地を維持する権利のほか、出生、死亡、婚姻、離婚登録を行い、ユダヤ人学校の開設や維持、文化、教育、慈善活動を行う権利を有していた⁷。

アブラハム・ヨシフォヴィッチ・カウフマンがハルビンに居を定めたのは1912年のことである。1885年、ユダヤ人定住地域であるチェルニゴフ県のムグリ（Мглин）の裕福なユダヤ教正統派の家庭に生まれたカウフマンは、5才の時に家族と共にペルミに移住し、1903年にギムナジウムを卒業後、スイス、ベルン大学に留学した。1909年に同大医学部を卒業後ロシアに戻り、ペルミで医師として働く一方、各地の地方都市でシオニズム運動の宣伝に携わった。1919年から1945年までカウフマンはハルビン・ユダヤ教団会長を務めると同時に、「ユダヤ民族基金」、世界シオニスト機構、ユダヤ機関など主要なシオニスト組織の極東地域の代表となった。

ロシア革命直前のハルビンのユダヤ人人口の推計は研究によってばらつきはあるが、およそ5000から6000人、市の「ロシア人」人口のおよそ10パーセント強を占めていた。1917年の十月革命と続く内戦ののち、ロシアからは国境を越えて20万もの難民が押し寄せた。1931年当時ハルビンだけでも1万3000人のロシア・ユダヤ人が居住していたと見積もられている。

1925年の復交後、中ソ両国は政治的には互いに敵視しながらも、経済的に貿易の黄金時代を迎え、中東鉄道はその中心的役割を果たした。黒竜江地区は当時ソ連との貿易で大幅な輸出超過を記録しており、ハルビンはその黄金時代を迎えた⁸。ハルビンのユダヤ人にとって、政治的には決して安泰ではなかったにしても、1920年代なかばは

M.E.Sharpe, 1999, pp.187-199; Boris Bresler, “Harbin’s Jewish Community, 1898-1958: Politics, Prosperity, and Adversity”, *ibid.*, pp.200-215.

⁵ Central Zionist Archives (CZA), F35/17.

⁶ David Wolff, *To the Harbin Station: The Liberal Alternative in Russian Manchuria, 1898-1914*, Stanford University Press, 1999, pp.97-98.

⁷ Кауфман, Поселок Харбин, *Бюллетен*, №345, 1996, С.13;

⁸ 饒良倫、張秀蘭、段光達『東北アジア史の再発見』有信堂高文社、1994年、140-159頁。

経済的に最も安定していた時期であった。帝政末期以降ニューヨーク、パリ、ロンドン、パレスチナなど世界各地に散らばったロシア・ユダヤ人のディアスポラのなかで、ハルビンのコミュニティは小さいながらも豊かで、極東にありながらも決して孤立してはいなかった。ロシア語による講演や演劇、音楽会が開催され、モスクワ芸術劇場やボリショイ・オペラが招かれた⁹。20年代から30年代初めにかけて、ハルビンのユダヤ人社会はソ連や東欧の同胞を救援するためのキャンペーンを継続的に行っていた¹⁰。ソ連への援助は主に過越し祭に必要なマツォート（種なしパン）を配給するための資金としてベルリンのユダヤ人組織を経由して送金された。一方ハルビンに近い極東ビロビジャンへのユダヤ人移住計画に関して、カウフマンは終始批判的であり、いっさい支援をしなかった¹¹。

1931年の満州事変と翌年の満州国建国後、日本はユダヤ人を含むロシア人社会を支配下に置くことになった。

2 「カスペ事件」1933-35年

戦前日本の外交史料には「ユダヤ人問題」やソヴィエト事情にかんして日本側の認識を逆に混乱させるような情報がしばしば見受けられ、その多くがハルビンの日本総領事館や警務当局から「白系ロシア人からの伝聞」という但し書きつきで日本に流れていた¹²。ロシア革命と干渉戦の後、ハルビンは極東における最大の反革命派ロシア人の集中地となっていた¹³。共産主義やソヴィエト体制をユダヤ人と結びつける思想は、戦間期に世界中に広まったが、ハルビンもその例外ではなかった。反ユダヤ的な言論や行為は帝政期以来ハルビンに在住していたユダヤ人を脅かすことになる。ハルビンのユダヤ系新聞『エヴレイスカヤ・ジーズニ』¹⁴からは1927年頃からユダヤ人に

⁹ Bresler, ‘Harbin’s Jewish Community’, op.cit., pp.205-206.

¹⁰ Кауфман, Поселок Харбин, Бюллетен, №344, 1996, с.13-16.

¹¹ 1928年、ハルビンの親ソ派ロシア語紙『モルヴァ』がカウフマンのビロビジャン計画に関する沈黙を批判した際、カウフマンは『エヴレイスカヤ・ジーズニ』紙（注12参照）で、計画を「シオニズムと闘う一方でアメリカのユダヤ人から入植資金をせしめる」ための手段であると断定した。同紙にあらわれたビロビジャン計画に関わる記事は大小併せても数えるほどしかない。（Еврейская жизнь, 1928, №.12, №24, №25, №31, №35; 1929№28; 1930, №30; 1932№25; 1936№13.）

¹² 拙稿「日本側から見た『ビロビジャン計画』——両大戦間期日本におけるソビエト・ユダヤ認識」、『社会科学討究』第126号（1997年）59-85頁。

¹³ Н.И.Дубнина, Я.И.Ципкин, Об особенностях дальневосточной ветви российский эмиграций, Отчественная история, 1996, с.70-72.

¹⁴ 1921年にハルビンで創刊されたロシア語週刊新聞であり、アブラハム・カウフマンが編集

対する嫌がらせが横行していたことがうかがわれる。十月革命 10 周年にあたる 1927 年 11 月にはハルビンの街頭では反ユダヤ的なビラがまかれ、シナゴークの窓ガラスが割られるなどの事件が発生していた¹⁵。

ハルビンにおける白系ロシア人組織の中でも、ユダヤ人社会にとって脅威となっていたのはロシア・ファシスト党の存在であった。ロシア革命後亡命ロシア人は亡命先で幾多の政治活動を展開したが、ロシア人のファシスト組織はハルビン特有の現象であった。革命以前からハルビンに住み、財をなした富裕層と、革命後難民状態で逃亡せざるを得なかった人々との経済格差、さらに青年層に高かった失業率がハルビンでファシスト組織が隆盛する背景であった¹⁶。ハルビンでは 20 年代なかばにソヴィエト体制の転覆とロシアにおけるファシスト独裁国家樹立を標榜したファシスト組織が複数結成され、1931 年 5 月、「全ロシア・ファシスト党」第一回大会が開催された。同党は日刊機関紙『ナーシ・プーチ』（3500 部）、雑誌『ナーツィヤ』を発行し、1933 年 7 月には日本支部（東京、横浜、九州）が設立されている¹⁷。

ユダヤ人にとってハルビンはもはや「安住の地」ではなくなっていた。1933 年から 1936 年にかけてハルビンではロシア・ファシスト党员らによるユダヤ人拉致事件が頻発した。とくに 1933 年 8 月にハルビン最大の繁華街にあるモデルン・ホテル経営者の息子でフランス国籍のピアニスト、セミヨン・カスペラ致殺人事件は、ハルビンのユダヤ人社会を震撼させ、国際的反響を呼んだ。「カスペ事件」として知られることになるこの事件の背景は謎に包まれている。セミヨンは 1933 年 8 月 25 日に拉致され、30 万圓の身代金が父親に要求されるが、父は支払いを拒否、12 月 3 日にセミヨンの惨殺死体が発見された。翌 34 年 10 月、事件の容疑者としてロシア・ファシスト党员でハルビン警察庁刑事課巡査のマルティノフら 5 名が逮捕された。1936 年 3 月からハルビンで裁判が開始され、いったん死刑が宣告されながらも、白系ロシア人側の嘆願に基づき上訴、7 月新京の最高裁は地裁判決を破棄し、翌 37 年 2 月に釈放という経過をたどる。

日本の外交文書にはハルビン総領事からの報告やハルビン警察庁の管内状況報告書などに事件に関する多くの言及がある。カスペがフランス国籍であったこともあり、上海や欧米の新聞で事件が大きく取りあげられ、各地の日本大使館が外務省にこの問

人を務めた。

¹⁵ Кауфман, Поселок Харбин, Бюллетен, №345, 1996, С.16.

¹⁶ John Stephan, *The Russian Fascist: Tragedy and Farce in Exile, 1925-1945*, New York, 47.

¹⁷ 全ロシア・ファシスト党日本支部にかんしては、沢田和彦「日本における白系ロシア人史の断章」『スラブ研究』No. 47, 2000 年、330 頁を参照。

題に関する照会を行っていたためである¹⁸。丸山直起はカスペ事件がアメリカ世論の対日批判を招き、その苦い教訓によって日本は対日イメージ向上措置を講じる必要性を感じるようになった、と指摘している¹⁹。

ハルビン現地のユダヤ人にとっても、事件への対応では細心の注意を余儀なくされた。1933年12月5日のセミヨン・カスペ葬儀の際、弔意を表したユダヤ系商店が一斉休業したことすら当局に対する批判と受け取られ、シナゴークでカウフマンが行った演説がハルビンの右翼紙に「日満当局批判」として掲載された。それによればカウフマンは「卑劣な犯罪を許し、住民を殺人者から保護しない当局の怠慢さ」に対し強く抗議の演説を行ったとされた²⁰。カスペ事件の背景は謎であるが、事件の長期化は日本とハルビン・ユダヤ人社会にとって決して利益にはならないことを両者とも感じ取っていた。1935年2月21日、ハルビン総領事森島守人はカウフマンを自宅に招いて会談し、『ナージ・プーチ』の反ユダヤ記事に触れ、今後は問題があれば直接森島に話すよう伝えている。カウフマンは同紙の報道が根拠のないものであることを説明し、反ユダヤ記事の禁止を訴えた。会談は「日本総領事森島、ユダヤ人攻撃を非難」と題しハルビンのロシア語紙3紙に掲載され、森島は事態の沈静化に一応の成果があったものと判断している²¹。

3 パレスチナかソ連か 1935-36年

カウフマンは後に、カスペ事件当時「黒百人組の新聞 [ナージ・プーチ]」によって「出エジプトのモーゼのように、満州国から同胞を引き連れてパレスチナへ出て行け」と攻撃された、と回想している。エルサレムの中央シオニスト文書館のカウフマン文書を調べると、事件さなかの1933年秋、カウフマンは実際に満州国からの組織的なパレスチナ移住を計画しはじめていたことが明らかである。1933年10月29日、カ

¹⁸Bresler, Stephan のいずれも日本軍特務機関スパイであったヴェスパの著作(Amleto Vespa, *Secret Agent of Japan*, Boston, 1938) を根拠に、事件の背後には日本の官憲が関与していたと見ている。

¹⁹ 丸山直起『太平洋戦争と上海のユダヤ難民』法政大学出版局、2005年、84頁。

²⁰ カウフマンは演説内容に当局批判はなく、事実無根であるとしている。Кауфман, Поселек Харбин, *Бюллетень*, №353, с.33.

²¹ユダヤ人との「和解」を推進した森島とは対照的に、ハルビン総領事代理の長岡半六はハルビン在住のロシア人のうち、少数派にすぎないユダヤ人に肩入れするような方針をとるのは、白系ロシア人を離反させることになり、統治上決して都合の良いものではない、との見解を明らかにしている。1935年1月14日付「ハルビン在住白系露人ト猶太人トノ抗争ニ関スル件」外務省外交史料館『民族問題関係雑件 猶太人問題』第3巻。

カウフマンは「極東パレスチナ移民事務所」を設置した旨をパレスチナのユダヤ機関（Jewish Agency）²²移民労働局に報告している。この最初の報告ではハルビン在住のポーランド系ユダヤ人商人夫妻の移民希望アンケート²³を同封し、さらに「少なくとも 30 通の移民許可書」を送るようユダヤ機関に求めた²⁴。実際のパレスチナ移住に関する実務的な内容が両者の間で取り交わされるのは、1935 年以降のことである。これは中東鉄道がソ連から満州国に売却され、それにともない鉄道従業員家族のソ連への帰国が開始された直後のことであった。1935 年 11 月 5 日付の書簡でカウフマンはパレスチナに次のように書きつづっている。

最近ソ連国籍者 2 万 5000 人がハルビンを脱出した。出国した者のうち、ユダヤ人はおよそ 1000 人である。商業は衰退し、ユダヤ人の経済的基盤は崩壊した。非常に多くの人々が出国を考えており、皆がパレスチナを第一に希望している。・・・²⁵

カウフマンによれば、在ハルビン英国領事館にパレスチナ移住にかんする照会をしても何の情報もなく、「無用の心配と時間の浪費」となっていた。周知のように 1917 年 11 月の「バルフォア宣言」後、サンレモ会議をへてパレスチナはイギリスの委任統治領となった。1922 年の「白書」で、イギリス植民地大臣チャーチルは、パレスチナへのユダヤ人移民数はパレスチナ経済が受け入れ可能な数に制限されるとした²⁶。イギリス委任統治下のパレスチナで移住が許されたのは一定以上の資金を有する資本家、専門職、熟練職人とその被扶養者であり、資金を持たない労働者でパレスチナに移住できたのは、移民後収入の見込みが確保されている者に限定された²⁷。カウフマンは

²²委任統治規約にもとづき委任統治国（イギリス）に対し行政面での助言、協力を行う目的で 1922 年 9 月に設置されたユダヤ人代表機関。

²³アンケートには写真、氏名、出生地、現住所、民族、国籍、同行家族名、現職、パレスチナで予定する職業、パレスチナにおける不動産の有無、資金、パレスチナ在住の親類の住所氏名に加え身元保証人の記載が必要であった。

²⁴ CZA S6 A 1588. 最初の交信は両者ともヘブライ語で行われた（後の文書ではカウフマンはロシア語で書いている）。この要請に対する 12 月 5 日付ユダヤ機関労働移民局の返答は、ハルビンへの移民許可書は 3 通のみ発行可能であり、ポーランド系商人は年齢制限（18 才以上 35 才以下）をオーバーするため受け入れられないというものであった。ハルビン・パレスチナ間の交信は当時片道 1 ヶ月以上を要し、パレスチナへの移民の中心地であったヨーロッパと違いハルビンでは基本的な情報が欠如していた。

²⁵ CZA S6 3809.

²⁶ “The Churchill White Paper”, in Charles D. Smith, *Palestine and the Arab-Israeli Conflict: A History with Documents* (4th Edition), Boston-New York, 2001, pp.156-158.

²⁷イギリス政府が発行するパレスチナ入国ヴィザは第 1 種（1000 ポンド以上の資本をもつ資本家）、第 2 種（500 ポンド以上の資金を持つ専門家）、第 3 種（250 ポンド以上の資金をもつ熟

それぞれの具体的な情報をユダヤ機関に求めている。第3種ヴィザの権利を持つ熟練職人とは、正確にはどのような職種なのか、ハルビンには歯医者、歯科技師、宝石細工、時計職人、機械技師、運転手、電気修理士そのほかの手工業者がいる。彼らは第3種ヴィザで移民できるのか。1000ポンドをつくるためにハルビンの不動産を売却する予定の人々は、第1種ヴィザなのか、第4種になるのか、と。当時の交換レートは1ポンドにつき17満州国圓であり、所有不動産を売却して1000ポンドをつくるためには17000圓を要した。警察統計によればハルビンのエミгранト籍の所有家屋は2500戸、2000万圓に上ったが、家屋需要が減退したために1936年には家屋の時価が以前に比べ4割下落していた²⁸。

書簡は言葉を選びながらも、日本支配下のハルビンやその他の満州国諸都市のユダヤ人の生活が、もはやかつてのような平穏なものではないことを訴えている。

こちらではパレスチナへの出国熱が日毎に高まっている。満州国からの出国者増加の例として、次のような痛ましい事実がある。満州国とソ連国境の満州里には、最近まで数千人のユダヤ人住民がいたが、今年のヨム・キプール〔大贖罪日。1935年は10月7日〕にシナゴグにいたのは16人にすぎなかった。満州里にはもうユダヤ人はいない。そこではユダヤ人学校の建物を日本に売却する交渉が行われている。ここでの生活条件はかなりの程度ドイツでの我が同胞の生活条件をほうふつとさせるものだ、と言うことができる。（強調原文）

カウフマンの要望に対して、同年12月31日付のパレスチナ・ユダヤ機関からの返答は「パレスチナへの移民の中心はワルシャワ、ベルリン、ブカレストである。現在ハルビンのユダヤ人が第3種ヴィザを使ってパレスチナに入国できる余地はない」というものであった²⁹。1933年以降、ユダヤ機関の移民受け入れ方針は、従来から移民の中心であったポーランドのユダヤ人に加え、ナチ支配下のドイツ・ユダヤ人の吸収が最大の関心事となっていた³⁰。

練職人)そして第4種(月4ポンド以上の収入が確実な者)に分類されていた。

²⁸ 外務省外交史料館、「昭和11年度在支満本邦警察統計及管内状況報告雑纂」第52巻。

²⁹ CZA S6 3809.

³⁰ 1934年パレスチナへのユダヤ人移民数は42359人、1935年には61854人と最高記録を更新した。1935年の1年だけで、第一次大戦以前の30年間に匹敵する数の移民がヨーロッパからパレスチナに到来したことになる。だがハルビンへの割り当てはなかった。あるハルビン出身者は「ハルビンのようなユダヤ人ディアスポラのなかでも忘れられた辺境の地には、ほんの僅かの許可書が届いただけだった。東欧とドイツのユダヤ人の災難の前には、我々のような豊かなコミュニティに対して気前の良さを発揮するわけにできなかった」と回想している。

ハルビンのユダヤ人には国籍問題もまたパレスチナ移住の障害となった。ハルビンを含む中東鉄道付属地に住むロシア人の多くは、1922年以前の時点で極東共和国国籍を取得していたが、極東共和国がソヴィエトと合併したために自動的にソ連国籍に編入されることになる。1924年5月の中ソ国交回復以後、鉄道は中ソ共同経営となり、この際の両国の取り決めにより鉄道で働けるのはソ連、中国国籍の者のみとなり、エミгранト籍の(=無国籍。一定地域に居住するための一年旅券を毎年更新する必要がある)ロシア人にとっては大きな打撃となった。1924年以降、中東鉄道沿線では一部ロシア人のなかに仕事上の利便性や就職のためにソ連国籍あるいは中国国籍をとるものが現れた³¹。ロシアの研究によれば、1930年代初頭、満州全体でソ連国籍15万、無国籍15万、中国籍1万5千のロシア人がいた³²。

1936年のハルビンの警察統計資料によれば、ハルビンのユダヤ人の国籍別概況は、無国籍がもっとも多く4500人、ついでソ連国籍の1200人、中国に帰化した者150人、その他合計7000人であった³³。このなかでソ連国籍が問題となった。当時イギリス政府の移民局は全世界の領事館に対してソ連国籍者にはパレスチナへのヴィザを発給しないよう命令していたからである。カウフマン(彼自身は無国籍であった)はユダヤ機関に対し、ユダヤ人は単に商売上の都合からソ連国籍を所持しただけであり、決して思想的理由によるものではない、と説明した。だがユダヤ機関によれば、ハルビンのユダヤ人が、商売上の理由からソ連国籍をとったということを証明するのは不可能なのであった。

パレスチナからの事実上の拒絶は、カウフマンを大いに失望させた。ソ連は、鉄道従業員の引き揚げが完了した後も、国の威信の問題として、一般ソ連国籍のロシア人(ユダヤ人、その他の少数民族を含む)の引き揚げを勧告していた。1936年2月10日付の手紙で、カウフマンは「パレスチナの門は我々には閉ざされていると言うほかはない」と嘆いた。

大多数のユダヤ人はどこへ行くべきか、パレスチナでなければソ連か、というジレンマの前に立っている。・・・上海も天津も状況は悪い。・・・ハルビンにはパレスチナ移

(Ицхак Орен, «Студенческий сертификат» Бюллетеню, №352, С.13.)

³¹ ³¹ Н.И.Дубнина, Я.И.Ципкин, указ. соч., С. 70-72.

³² ³² 日本側史料(外務省亜細亜局の外国人人口統計表)によれば、満州および関東州を併せ、ソ連国籍人口が最大なのは、中ソ間経済が黄金期だった1927年の14万であり、その後は減少している。1932年の満州国設立時にはソ連国籍は37865人にすぎない。

³³ 1931年の推定人口から5年間で半減したことになる。移住先はソ連の他に主に天津と上海であった。

住を待ち望む多くの人々がいる。パレスチナ移住まで何年待てばよいのか。³⁴

パレスチナ移住が絶望と判明した後、ハルビンに残されたユダヤ人全体の運命を考えれば日本側と今後折り合いをつけていく必要があった。カウフマンの下でハルビンだけでなく、極東各地のユダヤ人社会が日本の国策に対する従順をはっきりと表明するのは1937年のことである。1937年12月、第一回「極東猶太民族大会」がハルビンで、天津、大連、奉天、ハイラル、チチハル、神戸から代表を迎え開催され、カウフマンはその議長を務め日本および満州国への謝辞を述べた。この大会に日本側からは陸軍特務機関長樋口季一郎少将らが出席し祝辞を述べ、日本と統治下のユダヤ人との緊密な協力関係が確認された。以降日本は統治下のユダヤ人に対する保護政策を推進する³⁵とともに、1939年末まで三年連続で開催された「極東猶太民族大会」は「日満の人種平等政策」の証として米英向けの対外宣伝に大いに利用された。同大会がハルビン・ユダヤ人側（すなわちカウフマン）の発意にもとづくものか、それとも日本側（関東軍）主導で開催されたかについては諸説ある³⁶。1936年には反ユダヤ主義的色彩の強い全ロシア・ファシスト党の機関紙は発禁処分となるなど、日本のユダヤ人対応はいわゆる「猶太利用論」に傾きつつあった。対米関係改善と満州国への「猶太資本」の導入をもくろんだ日本側の「猶太利用論」を知りつつ、カウフマンは利用論を利用したといえよう。だがカウフマンはこの直後から彼の日本協力を「迎合」と見なす満州国内外のユダヤ人から批判されることになるのである。

³⁴ CZA S6 3810

³⁵ 1938年12月の五相会議（首相、陸相、海相、蔵相、外相）で、対ユダヤ人政策にかんして以下のような「人種平等の原則」が確認された。「一、現在日、満、支ニ居住スル猶太人ニ対シテハ他国人ト同様公正ニ取扱ヒ、之ヲ特別ニ排斥スルカ如キ処置ニ出ツルコトナシ。二、新ニ日、満、支ニ渡来スル猶太人ニ対シテハ一般ニ外国人入国取締規則の範囲内ニ於テ公正ニ処置ス。三、猶太人ヲ積極的ニ日、満、支ニ招致スルカ如キハ之ヲ避ク、但シ資本家、技術家ノ如キ特ニ利用価値アルモノハ此ノ限りニ非ス。」

³⁶ 阪東はユダヤ人側の発意よりも、ハルビンスペシャル機関の役割を重視しているが、その根拠は在ハルビン・イギリス領事館員の「推測」にすぎない。（阪東宏『日本のユダヤ人政策 1931-1945』未来社、2002年、54-59頁）一方丸山の近著は、カウフマンのイニシアティブを強調し、日本が盟邦ドイツに不快感を与えてもこの大会に関与しなければならなかった背景に着目している。（丸山直起『前掲書』75-85頁。）